

## 宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領 新旧対照表（令和4年4月）

| < 改定後 令和4年4月 >  | < 現行 令和3年10月 >   |
|---|--|
| <p>宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領</p> <p>第1～第9 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p><u>この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事で令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考查への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。</u></p> <p>別紙1～別紙5 [略]</p> | <p>宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領</p> <p>第1～第9 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>別紙1～別紙5 [略]</p> |

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領 新旧対照表（令和4年4月）

| < 改定後 令和4年4月 >  |      |   | < 現行 令和3年10月 >   |           |            |      |    |      |          |           |            |          |      |      |  |  |  |           |  |   |  |  |  |
|---|------|---|--|-----------|------------|------|----|------|----------|-----------|------------|----------|------|------|--|--|--|-----------|--|---|--|--|--|
| 別紙6<br>現場閉所状況に応じた工事成績考查における加点評価   |      |   | 別紙6<br>現場閉所状況に応じた工事成績考查における加点評価  |           |            |      |    |      |          |           |            |          |      |      |  |  |  |           |  |   |  |  |  |
| モデル工事の工事成績考查について、通常の考查項目の評価に加え、現場閉所状況や、「実施要領」第5条第5項及び第6条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、以下のとおり加点評価を行うものとする。  |      |   | モデル工事の工事成績考查について、通常の考查項目の評価に加え、現場閉所状況や、「実施要領」第5条第5項及び第6条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、以下のとおり加点評価を行うものとする。 |           |            |      |    |      |          |           |            |          |      |      |  |  |  |           |  |   |  |  |  |
| <監督員・主任監督員>   |      |   |  |           |            |      |    |      |          |           |            |          |      |      |  |  |  |           |  |   |  |  |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>考查項目</th><th>細別</th><th>加点内容</th><th>I . 施工管理</th><th>II . 工程管理</th><th>III . 計画管理</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 . 施工状況</td><td>【削除】</td><td>【削除】</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>II . 工程管理</td><td></td><td> <p>減点項目である「受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。」、「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」に該当しない場合で、かつ、「実施要領」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は、以下の項目について、現場閉所状況に関わらず適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ネットワーク工程表等による実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程管理を行った。</li> <li>■ 工程表の内容が検討され充実していた。</li> </ul> <p>また、同じく「受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。」、「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」に該当しない場合で、かつ、4週間を通じ4日以上の休工日を確保した場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 夜間や休日等の作業が少なかった。</li> <li>併せて、余裕を持って工事を完成させた場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</li> <li>■ 休日の確保を行いつつ、余裕をもって工事を完成させた。</li> </ul> </td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> |      |   |  |           |            | 考查項目 | 細別 | 加点内容 | I . 施工管理 | II . 工程管理 | III . 計画管理 | 2 . 施工状況 | 【削除】 | 【削除】 |  |  |  | II . 工程管理 |  | <p>減点項目である「受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。」、「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」に該当しない場合で、かつ、「実施要領」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は、以下の項目について、現場閉所状況に関わらず適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ネットワーク工程表等による実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程管理を行った。</li> <li>■ 工程表の内容が検討され充実していた。</li> </ul> <p>また、同じく「受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。」、「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」に該当しない場合で、かつ、4週間を通じ4日以上の休工日を確保した場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 夜間や休日等の作業が少なかった。</li> <li>併せて、余裕を持って工事を完成させた場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</li> <li>■ 休日の確保を行いつつ、余裕をもって工事を完成させた。</li> </ul> |  |  |  |
| 考查項目  | 細別   | 加点内容  | I . 施工管理   | II . 工程管理 | III . 計画管理 |      |    |      |          |           |            |          |      |      |  |  |  |           |  |   |  |  |  |
| 2 . 施工状況  | 【削除】 | 【削除】  |  |           |            |      |    |      |          |           |            |          |      |      |  |  |  |           |  |   |  |  |  |
| II . 工程管理   |      | <p>減点項目である「受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。」、「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」に該当しない場合で、かつ、「実施要領」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は、以下の項目について、現場閉所状況に関わらず適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ネットワーク工程表等による実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程管理を行った。</li> <li>■ 工程表の内容が検討され充実していた。</li> </ul> <p>また、同じく「受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。」、「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」に該当しない場合で、かつ、4週間を通じ4日以上の休工日を確保した場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 夜間や休日等の作業が少なかった。</li> <li>併せて、余裕を持って工事を完成させた場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</li> <li>■ 休日の確保を行いつつ、余裕をもって工事を完成させた。</li> </ul> |  |           |            |      |    |      |          |           |            |          |      |      |  |  |  |           |  |   |  |  |  |

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領 新旧対照表（令和4年4月）

| < 改定後 令和4年4月 > |          |   | < 現行 令和3年10月 > |          |   |
|----------------|----------|---|----------------|----------|---|
| 【削除】           | 【削除】     | 【削除】  | 5. 創意工夫        | I. 創意工夫  | <p>現場閉所率が21.4%以上の場合は、事例番号34（その他）の項目に、以下とおり記載し、それぞれ加点するものとする。ただし、創意工夫による加点の範囲は他の評価項目を含めて5点以内とする。なお、現場閉所率は「実績の現場閉所の累計日数」／「対象期間の日数」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 34. その他（理由：週休2日モデル工事—現場閉所率〇〇%）</li> </ul> <p>※加点の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場閉所率 28.5%以上 +2点</li> <li>・現場閉所率 21.4%以上 +1点</li> </ul>  |
| <総括監督員>        |          |   |                |          |   |
| 考査項目           | 細別       | 加点内容  | 考査項目           | 細別       | 加点内容  |
| 2. 施工状況        | II. 工程管理 | <p>監督員・主任監督員の考査項目の「2. 施工状況—I. 施工管理」において減点項目である「受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった」、「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」に該当しない場合で、かつ、「実施要領」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は、以下の項目について、現場閉所状況に関わらず適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</li> </ul> <p>また、同じく「受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった」、「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」に該当しない場合で、かつ、「実施要領」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合において、4週間を通じ4日以上の休工日を確保し、工期内に工事を完成させた場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 休日を確保しつつ、適切な人員管理と工程管理で工期内に工事を完成させた。</li> </ul> | 2. 施工状況        | II. 工程管理 | <p>監督員・主任監督員の考査項目の「2. 施工状況—I. 施工管理」において減点項目である「請負者の責により工期内に工事を完成することができなかった」、「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」に該当しない場合で、かつ、「実施要領」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は、以下の項目について、現場閉所状況に関わらず適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</li> </ul> <p>また、同じく「請負者の責により工期内に工事を完成することができなかった」、「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」に該当しない場合で、かつ、「実施要領」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合において、4週間を通じ4日以上の休工日を確保し、工期内に工事を完成させた場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 休日を確保しつつ、適切な人員管理と工程管理で工期内に工事を完成させた。</li> </ul> |

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領 新旧対照表（令和4年4月）

| < 改定後 令和4年4月 >  |  |  | < 現行 令和3年10月 >   |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
| <p><u>4. 工事特性</u></p> <p><u>I. 施工条件等への対応</u></p> <p><b>現場閉所率が21.4%以上の場合は、評価項目9、その他の項目に、以下のとおり記載し、加点するものとする。ただし、工事特性による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。なお、現場閉所率は「実績の現場閉所の累計日数」／「対象期間の日数」とする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>9.</u> その他（理由：週休2日モデル工事－現場閉所率○○%）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場閉所率 21.4%以上 +2点</li> </ul> </li> </ul> |  |  | <p>6. 社会性等</p> <p>I. 地域への貢献</p> <p><b>現場閉所率が21.4%以上の場合は、(その他)の項目に、以下のとおり記載し、それぞれ加点するものとする。ただし、地域への貢献による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。なお、現場閉所率は「実績の現場閉所の累計日数」／「対象期間の日数」とする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ その他（理由：週休2日モデル工事－現場閉所率○○%）           <p>※加点の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場閉所率 28.5%以上 +4点</li> <li>・現場閉所率 25%以上 +3点</li> <li>・現場閉所率 21.4%以上 +2点</li> </ul> </li> </ul> |  |  |

別図1 [略]

別図1 [略]